

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
告 示	
○有害興行の指定…………… (生活文化・青少年室)	93
○特定非営利活動法人の設立の認証申請…………… (生活振興課)	94
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請…………… (生活振興課)	95
○大規模小売店舗立地法第6条第1項(変更)の届出…………… (地域産業課)	95
○肥料の登録…………… (道産食品安全室)	96
○肥料の登録の有効期間の更新…………… (道産食品安全室)	96
○肥料の登録の失効…………… (道産食品安全室)	97
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (土地改良指導課)	97
○道営土地改良事業計画の決定…………… (土地改良指導課)	97
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (土地改良指導課)	97
○土地改良事業の工事の完了の届出…………… (土地改良指導課)	97
○道営土地改良事業の工事の完了…………… (土地改良指導課)	98
○家畜伝染病の発生…………… (酪農畜産課)	98
○平成15年度家畜商講習会の開催…………… (酪農畜産課)	98
○生産事業者の登録の内容の変更の届出…………… (森林整備課)	99
○知事権限に係る保安林の指定(2件)…………… (治山課)	99
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	99
○保安林の指定の解除の予定の一部改正…………… (治山課)	100
○基本測量の実施の通知…………… (建設部総務課)	100
○道路の区域の変更…………… (道路整備課)	100
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路整備課)	101
○土地区画整理組合の理事の氏名等の届出…………… (都市環境課)	101
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正…………… (経理課)	102
公 表	
○渡島廃棄物処理広域連合の規約の変更…………… (市町村課)	102
○西いぶり廃棄物処理広域連合の規約の変更…………… (市町村課)	102
公 告	
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し…………… (税務課)	102

支庁告示

○貸金業者の営業所又は事務所所在地等の不確知…………… 102

道教育庁渡島教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 103

道選挙管理委員会告示

○土地改良区の総代選挙事務を管理する選挙管理委員会の指定(2件)…………… 103

道公安委員会告示

○警備業法の規定に基づく講習の実施…………… 103

○運転免許取得者教育の認定に関する規則による代表者等の変更の届出…………… 104

○運転免許取得者教育の認定の告示…………… 104

道函館方面公安委員会告示

○運転免許取得者教育の認定の告示…………… 109

道旭川方面公安委員会告示

○運転免許取得者教育の認定の告示…………… 110

道釧路方面公安委員会告示

○運転免許取得者教育の認定の告示…………… 112

道北見方面公安委員会告示

○運転免許取得者教育の認定の告示…………… 113

道警察本部告示

○一般競争入札の実施に関する公告…………… 114

告 示**北海道告示第878号**

北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成15年5月16日

			北海道知事 高 橋 はるみ	
興行 の種 別	興 行 の 題 名	制作会社又は 配 給 会 社	指定 指 定 の 理 由	
	映画 小説家の情事 不貞の快楽	新 東 宝 映 画	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害す
	同 変態熟女 発情ぬめり	オーピー映画		
	同 痴漢電車 おさわり痴女	同		
	同 ホーリー・スモーク	松 竹		

るおそれがあると認められるため

北海道告示第879号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成15年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|------------------|--|
| 1(1) 申請のあった年月日 | 平成15年4月2日 |
| (2) 特定非営利活動法人の名称 | ネイティブクラーク |
| (3) 代表者の氏名 | 小野塚充男 |
| (4) 主たる事務所の所在地 | 旭川市東旭川町桜岡160番地の4 |
| (5) 定款に記載された目的 | この法人は、馬を手段とした森林等の保護、保全及び利用促進の取組や、乗馬を通して心身共に豊かに生きていくことを子供から大人まで幅広く伝える環境教育、情操教育等の取組を支援するなどの事業を行うことにより、北海道民や北海道を訪れる人々に対して、広く自然環境を保護し、自然と人間が共生を図ることの大切さを啓発し、もって北海道の自然環境の保護及び保全に寄与することを目的とする。 |
| 2(1) 申請のあった年月日 | 平成15年4月3日 |
| (2) 特定非営利活動法人の名称 | 北の国21世紀 |
| (3) 代表者の氏名 | 亀山 清雄 |
| (4) 主たる事務所の所在地 | 富良野市字東麓郷の3 共済農場 |
| (5) 定款に記載された目的 | この法人は、子供ならびにその保護者を対象とした、地域社会での子育て活動支援に関する活動、子供の情操教育の推進に関する事業を行い、子供の健全育成に寄与すると共に、地域の伝統文化・芸術の振興を図る活動などの実施を通じて、地域文化の形成に寄与することを目的とする。 |
| 3(1) 申請のあった年月日 | 平成15年4月3日 |
| (2) 特定非営利活動法人の名称 | 高齢者のためのADL対応型体操研究会 |
| (3) 代表者の氏名 | 福澤 禎子 |

- (4) 主たる事務所の所在地
(5) 定款に記載された目的

札幌市中央区北2条西26丁目2番18号

この法人は、高齢者が健康で自立した豊かな生活を送れるよう、高齢者の日常生活に関連した動作の遂行能力（ADL）を高め、加齢とともに衰えていく身体機能の維持・増進と、こころとからだの健康を保つことを目的とした事業の実施を通じて、高齢者の健康増進と地域福祉の推進に寄与することを目的とします。

- 4(1) 申請のあった年月日
(2) 特定非営利活動法人の名称
(3) 代表者の氏名
(4) 主たる事務所の所在地
(5) 定款に記載された目的

平成15年4月9日

函館マンション管理組合ネットワーク

石井 精一

函館市青柳町8番8-501号

この法人は、道南地域のマンション管理運営に携わる者をはじめとする住民に対して、適正かつ合理的な管理運営のための指導・支援、相談及び情報の提供等に関する事業を行い、建物の適切な修繕・保全に務めるとともに、都市のスラム化の防止を図ることにより、まちづくりを推進し、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

- 5(1) 申請のあった年月日
(2) 特定非営利活動法人の名称
(3) 代表者の氏名
(4) 主たる事務所の所在地
(5) 定款に記載された目的

平成15年4月10日

こころの郷

吉田千加子

札幌市中央区大通西20丁目3番20-1001号

この法人は、人々の心の健康の支援（メンタルヘルスサポート）に関する事業を行い、人々が本来もっている生きる力を育み、人々が支え合う思いやりのある豊かな社会を創造することを目的とする。

- 6(1) 申請のあった年月日
(2) 特定非営利活動法人の名称
(3) 代表者の氏名
(4) 主たる事務所の所在地
(5) 定款に記載された目的

平成15年4月11日

オホーツクACTIVEセンター

福井 政義

網走市藻琴225番地241

この法人は、子供から大人まで多くの人々に対して、北海道の自然体験活動の振興を図るための人材育成、

持続可能なアウトドアフィールドの保全活動、自然体験活動の普及・啓発に関する事業を行い、人と自然とのふれあいを通じて心の豊かさと潤いを実感できる社会の実現に寄与することを目的とする。

北海道告示第880号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり定款の変更（ケアワーカーズたんぽぽ、在宅介護サービスいきいき東、ケアグループみらい及びボランティア杜の家にあつては特定非営利活動に係わる事業に関する変更、ふれあい広場・たんぽぽのはらにあつては名称に関する変更及び特定非営利活動に係わる事業に関する変更）の認証の申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

平成15年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 申請のあった年月日
- 平成15年3月27日
- (2) 特定非営利活動法人の名称
- ケアワーカーズたんぽぽ
- (3) 代表者の氏名
- 川村恵智子
- (4) 主たる事務所の所在地
- 北広島市青葉町3丁目6番地3
- (5) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及びその家族等に対して、介護支援及び生活支援に関する福祉事業を行い、豊かな地域社会の創造に貢献してゆくことを目的とする。

- 2(1) 申請のあった年月日
- 平成15年3月28日
- (2) 特定非営利活動法人の名称
- ふれあい広場・タンポポのはら
- (3) 代表者の氏名
- 柏野 俊子
- (4) 主たる事務所の所在地
- 石狩市花川南4条5丁目21番地
- (5) 定款に記載された目的

この法人は、地域の人との交流を通して障害者への理解を深め、互いに刺激しあい、学び、楽しみ、心豊かな時を持ち、共に地域で生きるために必要な手だてを考慮することを目的とする。

- 3(1) 申請のあった年月日
- 平成15年4月16日
- (2) 特定非営利活動法人の名称
- 在宅介護サービスいきいき東
- (3) 代表者の氏名
- 中嶋 武志
- (4) 主たる事務所の所在地
- 札幌市東区北33条東13丁目1番10号

- (5) 定款に記載された目的
- この法人は、一人一人が人間として自分らしく、豊かに自立した在宅生活ができる介護支援体制を確立し、地域のコミュニティ形成に寄与する事を目的とする。

- 4(1) 申請のあった年月日
- 平成15年4月18日
- (2) 特定非営利活動法人の名称
- ケアグループみらい
- (3) 代表者の氏名
- 谷口 道德
- (4) 主たる事務所の所在地
- 札幌市豊平区美園2条3丁目1番19号
- (5) 定款に記載された目的

この法人は、一人一人が豊かな介護を受けることが出来るよう、個人の日常の生活を尊重した、介護体制を確立していくことを目的とする。

- 5(1) 申請のあった年月日
- 平成15年4月22日
- (2) 特定非営利活動法人の名称
- ボランティア杜の家
- (3) 代表者の氏名
- 保木本茂雄
- (4) 主たる事務所の所在地
- 札幌市清田区里塚1条4丁目5-11-107
- (5) 定款に記載された目的

この法人は障害者及び高齢者の在宅介護を中心に活動し、ユニバーサルデザインの推進と地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

北海道告示第881号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があつた。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年9月16日までに北海道空知支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 長沼町複合商業施設
- 夕張郡長沼町あかね1丁目59ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 中道リース株式会社 代表取締役 関 寛

札幌市中央区北1条東3丁目3番地
株式会社ツルヤ 代表取締役 西崎 康博
函館市湯川町3丁目24番14号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) 長沼町複合商業施設

(変更後) 長沼町複合商業施設

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 中道リース株式会社 代表取締役 関 寛

札幌市中央区北1条東3丁目3番地

川端金物株式会社 代表取締役 川端 昇子

厚岸郡厚岸町港町103番地2

(変更後) 中道リース株式会社 代表取締役 関 寛

札幌市中央区北1条東3丁目3番地

株式会社ツルヤ 代表取締役 西崎 康博

函館市湯川町3丁目24番14号

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 北雄ラッキー株式会社 代表取締役社長 桐生 泰夫

札幌市中央区北11条西19丁目36番35号

川端金物株式会社 代表取締役 川端 昇子

厚岸郡厚岸町港町103番地2

株式会社ツルハ 代表取締役社長 鶴羽 樹

札幌市東区北24条東20丁目1番24号

(変更後) 北雄ラッキー株式会社 代表取締役社長 桐生 泰夫

札幌市中央区北11条西19丁目36番35号

株式会社ツルヤ 代表取締役 西崎 康博

函館市湯川町3丁目24番14号

株式会社ツルハ 代表取締役社長 鶴羽 樹

札幌市東区北24条東20丁目1番24号

(4) 変更の年月日

平成15年4月4日

(5) 変更する理由

営業政策上のため

2 届出年月日

平成15年4月28日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課及び北海道空知支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成15年5月16日（金）から9月16日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第882号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録した。

平成15年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者		登録年月日
					名称	住所	
北海道 第2854号	加工家きんふん 肥料	発酵けいふんペ レット1号	窒素全量 3.5 りん酸全量 3.3 加里全量 1.0	含有を許される有害成分の最大 量及びその他の制限事項は公定 規格のとおり	日本ホワイトファーム株 式会社	青森県上北郡横浜町字林尻 102-100	平成15. 5. 9

北海道告示第883号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効
期間を更新した。

平成15年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

登録番号	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称	保証成分量 (%)	そ の 他 の 規 格	生 産 業 者		登録有効期限
					名 称	住 所	
北 海 道 第2359号	消石灰	65.0 消 石 灰	アルカリ分 65.0	該当なし	訓子府石灰工業株式会社	常呂郡訓子府町大町86番地	平成21. 6. 5
北 海 道 第2483号	混合石灰肥料	57.0防散混合石 灰質肥料B	アルカリ分 57.0	含有を許される有害成分の最大 量及びその他の制限事項は公定 規格のとおり	同	同	同 18. 5.18

北海道告示第884号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効した。	平成15年 5月16日
---	-------------

登録番号	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称	保証成分量 (%)	そ の 他 の 規 格	生 産 業 者		失効年月日
					名 称	住 所	
北 海 道 第2484号	混合石灰肥料	60.0防散混合石 灰質肥料B	アルカリ分 60.0	含有を許される有害成分の最大 量及びその他の制限事項は公定 規格のとおり	訓子府石灰工業株式会社	常呂郡訓子府町大町86番地	平成15. 5.18

北海道告示第885号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成15年5月2日、月形土地改良区の定款の変更を認可した。		北海道知事 高 橋 はるみ	
平成15年5月16日			
北海道知事 高 橋 はるみ			
地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所	
田 代 第 2	ほ場整備〔担い手育成型〕（区画整理、農業用排水、農道、客土、暗きょ）	北海道檜山支庁	
老 古 美	中山間地域総合農地防災（農業用排水、土留工）	北海道後志支庁	

北海道告示第886号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（西多寄第3地区経営体育成基盤整備（農業用排水、暗きょ、区画整理））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成15年5月19日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第888号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成15年5月16日

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
初山別土地改良区	北明里	小規模土地改良（農業用排水）	平成14. 8. 5
上士幌町	磐城1	災害復旧（農業用施設）	同 14. 8.30

北海道告示第887号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。	北海道知事 高 橋 はるみ
その関係書類は、平成15年 5月19日から20日間、一般の縦覧に供する。	
平成15年 5月16日	

北海道告示第888号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。			
平成15年5月16日			
北海道知事 高 橋 はるみ			
事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
初山別土地改良区	北明里	小規模土地改良（農業用排水）	平成14. 8. 5
上士幌町	磐城1	災害復旧（農業用施設）	同 14. 8.30
同	東	同	同
同	磐城2	同	同 14. 9. 2
同	八千代	同	同
同	清進	同	同 15. 3.20

本 別 町 拓 栄 災害復旧（農業用施設） 平成15. 3.20

北海道告示第889号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、公告する。

平成15年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	完 了 年 月 日
奥 春 別	畑地帯総合整備（農用地造成）	平成 2. 8.31
同	同（農道）	同 12. 8.31
同	同（農業用排水）	同 15. 3.20
上 和 天 別	畑地帯総合整備 [担い手育成型]（暗きょ）	同 13. 1.12
同	同（農業用排水）	同 13.12.17
同	同（農道）	同 15. 2.10
熊 牛	畑地帯総合整備 [緊急整備型]（農業用排水）	同 13. 1.10
同	同（区画整理）	同 13.10.31
同	同（農道）	同 14.11.29
屈 斜 路	同（土層改良）	同 13.11.26
同	同（農道）	同 14.10.30
同	同（農業用排水）	同 15. 3.20
大 別 北	農免農道整備	同 14.12.28
新 幌 呂	同	同 14.10.21
雷 別	同	同 14.11.11
美 留 和	同	同 14. 8.30
姉 別	同	同

北海道告示第890号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成15年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜・疑似患畜の別	発生頭数	発生 の 場 所	発生 年 月 日
ヨーネ病	牛	患 畜	1	白糠郡白糠町底路基線48番地	平成15. 4. 2

同	同	同	1	新冠郡新冠町字美字159番地1号	同 15. 4. 9
同	同	同	4	河東郡音更町字長流枝16番地	同
同	同	同	1	上川郡上川町字菊水856番地	同 15. 4.15
同	同	同	10	河東郡音更町字東土狩北3線10番地	同 15. 4.17
同	同	同	2	中川郡池田町字青山164番地の2	同 15. 4.23
同	同	同	4	天塩郡豊富町字有明	同 15. 4.25
同	同	同	1	標津郡中標津町字豊岡153番地	同 15. 4.28
同	同	同	1	虻田郡倶知安町字巽83番地	同 15. 4.29

北海道告示第891号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定による平成15年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成15年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 講習会開催の日時及び場所

- (1) 日 時 平成15年10月2日（木）及び3日（金）の午前9時から午後5時まで
(2) 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館 地下1階 大会議室

2 講習対象者 家畜の取引の業務に従事しようとする者**3 講習事項及び講習時間**

- (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
(2) 家畜の品種及び特徴 4時間
(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

ただし、家畜商法施行規則（昭和37年農林省令第4号。以下「省令」という。）第4条の特別な資格を有する者にあつては本人の希望により、講習の特例措置として、獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の獣医師の免許を受けている者にあつては(2)及び(3)の事項に係る講習が、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第1項の家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては(2)の事項並びに(3)の事項のうち家畜の悪癖及び機能障害に係る講習が免除される。

4 受講手続

受講希望者は、別に定める別記様式1の受講願書正副2通（正本には、家畜商講習手数

料として、3,850円に相当する額面の北海道収入証紙を所定の欄にはり付け、印章又は署名によって消印すること。）を平成15年8月29日（金）までに所管の支庁長に提出すること。

なお、3のただし書による特別な資格を有し、講習の特例措置を受けようとするときは、別に定める別記様式2及び免許証（獣医師免許又は家畜人工授精師免許）の写しを添付すること。

5 そ の 他

- (1) 受講者には受講願書の受理後受講書を交付するので、受講当日、当該受講書を必ず持参すること。
- (2) 別記様式1及び別記様式2については、最寄りの支庁農業振興部農務課から交付を受けること。
- (3) この講習会について不明な点があるときは、各支庁農業振興部農務課生産振興係（畜産係）に照会すること。

北海道告示第892号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次のとおり生産事業者の登録内容に変更があった旨の届出があった。

平成15年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ			
登録番号	変 更 事 項	変 更 前 の 登 録 内 容	変 更 後 の 登 録 内 容
3170	氏名又は名称及び住所	有限会社 竹内山林緑化農園 代表取締役 竹内 泰道	有限会社 竹内山林緑化農園 代表取締役 竹内 一秋

北海道告示第893号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ	
1 保安林の所在場所	浦河郡浦河町潮見町20の2・30・37・38の1・39・40の1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、33、36
2 指 定 の 目 的	土砂の崩壊の防備
3 指 定 施 業 要 件	
(1) 立木の伐採の方法	
ア 主伐は、択伐による。	

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第894号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 浦河郡浦河町字上杵臼451の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 公衆の保健
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第895号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成15年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
様似郡様似町字旭173（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字旭173（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第896号

平成12年北海道告示第804号（保安林の指定の解除の予定）の一部を次のように改正する。

平成15年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

3の(1)の項中「次の図」を「次の変更図」に改める。

（「次の変更図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び釧路町役場に

備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第897号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|---|------|---------------------|
| 1 | 作業種類 | 基本測量（火山変動測量） |
| 2 | 作業期間 | 平成15年9月1日から10月10日まで |
| 3 | 作業地域 | 砂原町、鹿部町及び七飯町 |

北海道告示第898号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
美川黒松内線	寿都郡黒松内町字黒松内96番1地先から 寿都郡黒松内町字黒松内123番1地先まで		前	13.00mから 46.80mまで	128.00m	—	北海道小樽土木現業所
			後	13.00mから 28.50mまで	128.00m	—	
野東清住線	岩内郡岩内町字野東471番5地先から 岩内郡岩内町字野東539番3地先まで		前	22.00mから 41.50mまで	420.00m	—	同
			後	22.00mから 81.00mまで	420.00m	—	
平取静内線	静内郡静内町字目名10番1地先から 静内郡静内町字神森152番1地先まで		前	16.00mから 29.20mまで	300.72m	—	北海道室蘭土木現業所
			後	16.00mから 29.20mまで	300.72m	—	
			後	10.50mから 29.20mまで	307.27m	—	

奥 尻 島 線	奥尻郡奥尻町字湯浜136番地先から 奥尻郡奥尻町字球浦509番 1 地先まで	前	7.50 mから 68.00 mまで	8,209.06 m	――	北海道函館土木現業所
		前	11.70 mから 225.00 mまで	7,754.53 m	――	
		後	11.70 mから 225.00 mまで	7,754.53 m	――	
北海道告示第899号			2 週間、一般の縦覧に供する。 平成15年 5 月16日 北海道知事 高 橋 はるみ			
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第 2 項の規定により道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から						
1 道路の種類 道道						
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所						
路 線 名	区 間	変更前後の別	敷 地 の 幅 員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
平 取 厚 真 線	勇払郡穂別町字栄104番 2 地先から 勇払郡穂別町字栄130番 4 地先まで	前	13.50 mから 35.00 mまで	1,289.80 m	――	北海道室蘭土木現業所
		後	14.40 mから 50.00 mまで	1,289.80 m	――	
	勇払郡穂別町字栄145番 1 地先から 勇払郡穂別町字栄148番地先まで	前	14.00 mから 25.50 mまで	300.00 m	――	
		後	14.00 mから 39.00 mまで	300.00 m	――	
	勇払郡厚真町字宇隆 3 番24地先から 勇払郡厚真町字宇隆 8 番地先まで	前	14.00 mから 21.00 mまで	300.00 m	――	
		後	14.00 mから 38.00 mまで	300.00 m	――	
勇払郡厚真町字宇隆77番地先から 勇払郡厚真町字宇隆511番 1 地先まで	前	9.00 mから 32.00 mまで	3,300.00 m	――		
	後	13.50 mから 37.00 mまで	3,300.00 m	――		
枝幸音威子府線	枝幸郡枝幸町下幌別4380番13地先から 枝幸郡枝幸町下幌別4380番 3 地先まで	前	13.47 mから 27.50 mまで	1,522.90 m	――	北海道稚内土木現業所
		後	18.25 mから 44.10 mまで	1,522.39 m	――	
北海道告示第900号			（昭和29年法律第119号）第29条第 1 項の規定による届出があった。			
幕別町札内北栄土地区画整理組合から、次のとおり理事が就任した旨、土地区画整理法						

平成15年 5 月16日				平成15年 5 月16日			
北海道知事 高 橋 はるみ				北海道知事 高 橋 はるみ			
区 分				公 告			
就 任 年月日				地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の 6 の 4 第 3 項の規定により、次の特約業者の指定を取り消した。			
平成15. 4.20				平成15年 5 月16日			
氏 名				北海道知事 高 橋 はるみ			
住 所				1(1) 氏 名 又 は 名 称			
中川郡幕別町札内中央町350番地の 1				熱原札幌株式会社			
同				(2) 代 表 者 の 氏 名			
鳥谷部 實 同				原田 照久			
北栄町156番地の24				(3) 主たる事務所又は			
同				札幌市中央区南 7 条西 2 丁目			
北栄町159番地の20				事業所の所在地			
同				(4) 指定の取消年月日			
北栄町154番地				平成15年 4 月 1 日			
同				2(1) 氏 名 又 は 名 称			
銚 館 三 雄 同				肴倉 久代			
中央町532番地の20				(2) 主たる事務所又は			
同				上磯郡上磯町七重浜 1 丁目15－ 1			
桜町114番地の 9				事業所の所在地			
帯広市白樺16条西 4 丁目 1 番地				(3) 指定の取消年月日			
同				平成15年 4 月 1 日			
中川郡幕別町札内北栄町160番地の40							
同							
帯広市東10条南14丁目 1 番地							
同							
				北海道告示第901号			
				平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正する。			
				平成15年 5 月16日			
				北海道知事 高 橋 はるみ			
2 収納代理金融機関の項下川町農業協同組合の事項を削り、同項美深町農業協同組合の事項中「美深町農業協同組合」を「北はるか農業協同組合」に改め、同項中川町農業協同組合の事項及び厚岸町農業協同組合の事項を削り、同項釧路太田農業協同組合の事項中「釧路太田農業協同組合 同」を「釧路太田農業協同組合 厚岸郡厚岸町」に改める。				支 庁 告 示			
公 表				北海道石狩支庁告示第11号			
				次の貸金業者の所在及び営業所の所在地を確知できないので、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第 1 項の規定により公告する。			
				なお、公告の日から30日を経過しても申し出がないときは、同項の規定により当該貸金業者の登録を取り消すことがある。			
				平成15年 5 月16日			
				北海道石狩支庁長 山 本 文 夫			
				1 住 所			
				札幌市西区琴似 1 条 6 丁目 4 番19－802号			
				2 商 号 又 は 名 称			
				有限会社ロビンズ			
				3 代 表 者 氏 名			
				佐々木正吉			
				4 登 録 番 号			
				北海道知事(1)石第02653号			
				5 主たる営業所の所在地			
				札幌市西区琴似 1 条 6 丁目 4 番19－802号			
				6 従たる営業所の所在地			
				なし			

道教育庁渡島教育局告示		土地改良区名 北海道土地改良区		指定する選挙管理委員会名 岩見沢市選挙管理委員会	関係市町村名 岩見沢市、美唄市、江別市、赤平市、三笠市、砂川市、北村、栗沢町、南幌町、奈井江町、栗山町、月形町		
北海道教育庁渡島教育局告示第9号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成15年5月16日 北海道教育庁渡島教育局長 平塚 努		北海道選挙管理委員会告示第59号 土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第5条第1項の規定により、土地改良区の総代選挙事務を管理する選挙管理委員会を、次のとおり指定する。 平成15年5月16日 北海道選挙管理委員会委員長職務代理者 永井 信					
1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) パーソナルコンピュータ 一式 126台（職業科×3校） (2) パーソナルコンピュータ 一式 42台（普通科×1校） 2 落札を決定した日 平成15年4月23日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏名 株式会社エスイーシー 代表取締役 沼崎弥太郎 イ 住所 函館市末広町22番1号 (2)ア 氏名 日立キャピタル株式会社 代表取締役 村田 嘉一 イ 住所 東京都港区西新橋2丁目15番12号 4 落札金額（1月当たりの単価） (1) 985,950円 (2) 277,200円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成15年北海道教育庁渡島教育局告示第8号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道教育庁渡島教育局企画総務課 (2) 所在地 北海道函館市美原4丁目6番16号		土地改良区名 しろがね土地改良区				指定する選挙管理委員会名 美瑛町選挙管理委員会	関係町名 美瑛町、上富良野町、中富良野町
道選挙管理委員会告示		道公安委員会告示					
北海道選挙管理委員会告示第58号 土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第5条第1項の規定により、土地改良区の総代選挙事務を管理する選挙管理委員会を、次のとおり指定する。 平成15年5月16日 北海道選挙管理委員会委員長職務代理者 永井 信		北海道公安委員会告示第45号 警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項に規定する警備員指導教育責任者に係る平成15年6月における講習を次のとおり実施する。 平成15年5月16日 北海道公安委員会委員長 佐野 文男					
		1 実施期日、場所等 (1) 実施期日、場所、定員等 ア 講習の種別 警備員指導教育責任者講習 イ 講習の実施期間 平成15年6月23日（月）から27日（金）までの5日間 ウ 実施の場所 北見市三輪1番の16 北見中高年齢労働者福祉センター エ 定員 40人 オ 受講申込み受付期間 平成15年5月26日（月）から30日（金）まで (2) 講習時間 午前8時30分から午後6時までとする。 2 講習修了考査の実施 講習の最終日に講習修了考査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。 3 講習の対象 本講習は、次のいずれかに該当する者に対して行う。 ア 最近5年間に警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 イ 警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規					

則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定に合格した者
ウ 検定規則第1条第2項に規定する2級の検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事しているもの

4 受 講 申 込 み 要 領

- (1) 受講希望者は、住所地又は勤務先等の所在地を管轄する警察署に、受講申込書（警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）別記様式第1号）及び受講資格に該当することを証明する書面各2通を提出すること。
- (2) 受講申込み人員が受講定員（40人）を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

5 受講受付の日時及び場所 受講受付は、当該講習初日の午前8時30分から午前9時までの間、講習の実施場所で行う。

6 受講手数料等 受講申請をするとき（受講受付の際）に、3万7,000円相当額の北海道収入証紙で納付すること。

7 携 行 品 筆記用具、印章（朱肉を使用するものに限る。）、講習案内書を携行すること。

8 講習業務の委託 本講習は、社団法人北海道警備業協会（札幌市北区北7条西2丁目8番地）に委託して実施する。

北海道公安委員会告示第46号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から次のとおり変更の届出があった。

平成15年5月16日

北海道公安委員会委員長 佐 野 文 男

1	運転免許取得者教育を行う者	株式会社富川自動車学校
	変 更 し た 事 項	代表者の氏名
	変更前の代表者の氏名	山 田 政 吉
	変更後の代表者の氏名	菅 原 安 昭
	変 更 年 月 日	平成14年11月7日
2	運転免許取得者教育を行う者	株式会社手稲恵新自動車学園
	変 更 し た 事 項	運転免許取得者教育を行う者の名称
	変 更 前 の 名 称	株式会社手稲恵新自動車学園
	変 更 後 の 名 称	株式会社恵新自動車学園手稲自動車学校

変	更	年 月 日
		平成14年11月8日

北海道公安委員会告示第47号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、次のとおり運転免許取得者教育を行う者の認定をした。

平成15年5月16日

北海道公安委員会委員長 佐 野 文 男

第 1 運転免許取得者教育の課程の区分

法第108条の2第1項第11号に掲げる講習（道路交通法施行規則第38条第12項第1号の表の3の項に掲げる講習を除く。）と同等の効果を生じさせるために行うもの

1	課 程 の 名 称	免許更新者セーフティ教育
	申請者の名称	学校法人北海道尚志学園北海道自動車学校
	住 所	札幌市豊平区中の島2条6丁目2番4号
	代表者の氏名	有 江 幹 男
	施 設 の 名 称	北海道自動車学校
	所 在 地	札幌市豊平区中の島2条6丁目2番4号
2	課 程 の 名 称	安全運転更新者教室
	申請者の名称	株式会社北海道中央自動車学校
	住 所	札幌市東区北25条東1丁目1番17号
	代表者の氏名	井 田 正 彦
	施 設 の 名 称	北海道中央自動車学校
	所 在 地	札幌市東区北25条東1丁目1番17号
3	課 程 の 名 称	更新者安全運転教育
	申請者の名称	株式会社マツダ自動車教習所白石中央自動車学園
	住 所	札幌市中央区北2条東1丁目1番地
	代表者の氏名	横 井 久
	施 設 の 名 称	白石中央自動車学園
	所 在 地	札幌市白石区本郷通2丁目南5番33号
	課 程 の 名 称	更新時教育

4	申請者の名称	学校法人谷内学園札幌東自動車学校
	住 所	札幌市豊平区月寒東2条10丁目4番27号
	代表者の氏名	谷 内 昭 治
	施 設 の 名 称	札幌東自動車学校
	所 在 地	札幌市豊平区月寒東2条10丁目4番27号
5	課 程 の 名 称	安全運転更新者教室
	申請者の名称	株式会社藻南自動車学校
	住 所	札幌市南区川沿10条2丁目1612番地
	代表者の氏名	富 所 正
	施 設 の 名 称	藻南自動車学校
6	所 在 地	札幌市南区川沿10条2丁目1612番地
	課 程 の 名 称	免許更新者安全教育
	申請者の名称	株式会社札幌篠路自動車学校
	住 所	札幌市北区篠路1条8丁目6番30号
	代表者の氏名	泊 キミ子
7	施 設 の 名 称	篠路自動車学校
	所 在 地	札幌市北区篠路1条8丁目6番30号
	課 程 の 名 称	更新者の安全運転教育
	申請者の名称	株式会社麻生自動車センター麻生自動車学校
	住 所	札幌市北区北36条西5丁目1番1号
8	代表者の氏名	菅 茂 生
	施 設 の 名 称	麻生自動車学校
	所 在 地	札幌市北区北36条西5丁目1番1号
	課 程 の 名 称	免許更新者教育
	申請者の名称	株式会社恵新自動車学園手稲自動車学校
	住 所	札幌市手稲区星置2条1丁目13番1号
	代表者の氏名	織 田 恵 憲
	施 設 の 名 称	手稲自動車学校
9	所 在 地	札幌市手稲区星置2条1丁目13番1号
	課 程 の 名 称	更新時の安全教室
	申請者の名称	株式会社鉄工団地自動車学園
	住 所	札幌市西区発寒16条13丁目1番10号
	代表者の氏名	浅 井 哲 夫
10	施 設 の 名 称	鉄工団地自動車学園
	所 在 地	札幌市西区発寒16条13丁目1番10号
	課 程 の 名 称	免許更新者教育
	申請者の名称	株式会社中央バス自動車学園
	住 所	札幌市北区新琴似8条17丁目1番1号
11	代表者の氏名	吉 田 義 雄
	施 設 の 名 称	中央バス自動車学校
	所 在 地	札幌市北区新琴似8条17丁目1番1号
	課 程 の 名 称	免許更新者の安全教育
	申請者の名称	財団法人北海道交通安全協会
12	住 所	札幌市南区真駒内本町1丁目38番地1
	代表者の氏名	寺 田 一壽男
	施 設 の 名 称	北海道交通安全協会自動車学園
	所 在 地	札幌市南区真駒内本町1丁目38番地1
	課 程 の 名 称	安全運転更新者教室
13	申請者の名称	黒井産業株式会社
	住 所	山形県山形市宮町2丁目13番31号
	代表者の氏名	高 橋 渡
	施 設 の 名 称	札幌インター自動車学校
	所 在 地	札幌市白石区米里2条3丁目5番1号
	課 程 の 名 称	免許更新者安全運転教室
	申請者の名称	黒井産業株式会社
	住 所	山形県山形市宮町2丁目13番31号

	代表者の氏名	高 橋 渡
	施 設 の 名 称	美しが丘自動車学校
	所 在 地	札幌市清田区平岡1条4丁目1番1号
14	課 程 の 名 称	更新者の安全教育
	申請者の名称	財団法人砂川自動車学園
	住 所	砂川市東5条北8丁目1番1号
	代表者の氏名	山 本 敬一郎
	施 設 の 名 称	砂川自動車学校
15	所 在 地	砂川市東5条北8丁目1番1号
	課 程 の 名 称	免許更新者教育
	申請者の名称	有限会社岩見沢自動車学校
	住 所	岩見沢市鳩が丘2丁目17番26号
	代表者の氏名	倉 増 光 雄
16	施 設 の 名 称	岩見沢自動車学校
	所 在 地	岩見沢市鳩が丘2丁目17番26号
	課 程 の 名 称	更新者の安全教育
	申請者の名称	株式会社美唄自動車学校
	住 所	美唄市字美唄1443番地の1
17	代表者の氏名	後 藤 静 雄
	施 設 の 名 称	美唄自動車学校
	所 在 地	美唄市字美唄1443番地の1
	課 程 の 名 称	免許更新者教育
	申請者の名称	財団法人歌志内交通安全指導センター
18	住 所	歌志内市文珠95番地14
	代表者の氏名	泉 谷 和 美
	施 設 の 名 称	歌志内自動車学校
	所 在 地	歌志内市文珠95番地14
	課 程 の 名 称	更新時の安全教育
19	申請者の名称	財団法人空知自動車学園
	住 所	滝川市新町4丁目7番30号
	代表者の氏名	荒 島 保
	施 設 の 名 称	空知自動車学校
	所 在 地	滝川市新町4丁目7番30号
20	課 程 の 名 称	更新時の安全教育
	申請者の名称	社団法人室蘭交通安全協会
	住 所	室蘭市東町3丁目2番2号
	代表者の氏名	堀 田 繁 雄
	施 設 の 名 称	室蘭総合自動車学校
21	所 在 地	登別市美園町4丁目23番地2
	課 程 の 名 称	免許更新者教育
	申請者の名称	株式会社苫小牧中野自動車学校
	住 所	苫小牧市新中野町2丁目18番地11号
	代表者の氏名	橋 浪 蔵
22	施 設 の 名 称	苫小牧中野自動車学校
	所 在 地	苫小牧市新中野町2丁目18番地11号
	課 程 の 名 称	更新時の安全教育
	申請者の名称	社団法人室蘭交通安全協会
	住 所	室蘭市東町3丁目2番2号
23	代表者の氏名	堀 田 繁 雄
	施 設 の 名 称	登別自動車学校
	所 在 地	登別市緑町1丁目1番地2
	課 程 の 名 称	免許更新者教育
	申請者の名称	株式会社恵新自動車学園伊達自動車学校
24	住 所	伊達市館山町37番地8
	代表者の氏名	織 田 恵 憲
	施 設 の 名 称	伊達自動車学校
	所 在 地	
	課 程 の 名 称	

	所 在 地	伊達市館山町37番地 8		代表者の氏名	岩 崎 正 行
	課 程 の 名 称	運転免許更新者の認定教育		施 設 の 名 称	沼の端自動車学校
	申請者の名称	財団法人静内地区交通安全協会		所 在 地	苫小牧市字沼ノ端226番地 1
23	住 所	静内郡静内町木場町 2 丁目 3 番50号		課 程 の 名 称	免許更新者の安全教育
	代表者の氏名	酒 井 睦 美		申請者の名称	社団法人恵新学園小樽自動車学校
	施 設 の 名 称	静内総合自動車学校	28	住 所	小樽市新光 2 丁目20番33号
	所 在 地	静内郡静内町木場町 2 丁目 3 番50号		代表者の氏名	織 田 恵 憲
	課 程 の 名 称	安全運転更新者教室		施 設 の 名 称	小樽自動車学校
	申請者の名称	株式会社浦河自動車学校		所 在 地	小樽市新光 2 丁目20番33号
24	住 所	浦河郡浦河町東町うしお 2 丁目 4 番11号		課 程 の 名 称	免許更新者教育
	代表者の氏名	古 川 節 子		申請者の名称	株式会社千歳自動車学校
	施 設 の 名 称	浦河自動車学校	29	住 所	千歳市真々地 2 丁目 5 番 2 号
	所 在 地	浦河郡浦河町東町うしお 2 丁目 4 番11号		代表者の氏名	中 里 豊
	課 程 の 名 称	免許更新者教育		施 設 の 名 称	千歳自動車学校
	申請者の名称	株式会社マツダ自動車教習所		所 在 地	千歳市真々地 2 丁目 5 番 2 号
25	住 所	札幌市中央区北 2 条東 1 丁目 1 番地		課 程 の 名 称	運転免許更新者教室
	代表者の氏名	横 井 久		申請者の名称	株式会社恵庭自動車学校
	施 設 の 名 称	室蘭中央自動車学園	30	住 所	恵庭市黄金町 6 番地
	所 在 地	室蘭市八丁平 4 丁目17番 7 号		代表者の氏名	藤 本 昌 邦
	課 程 の 名 称	更新者の安全教育		施 設 の 名 称	恵庭自動車学校
	申請者の名称	株式会社富川自動車学校		所 在 地	恵庭市黄金町 6 番地
26	住 所	沙流郡門別町富川西 1 丁目 5 番 4 号		課 程 の 名 称	安全運転更新者教室
	代表者の氏名	菅 原 安 昭		申請者の名称	啓盛学園自動車学校
	施 設 の 名 称	富川自動車学校	31	住 所	江別市大麻北町523番地
	所 在 地	沙流郡門別町富川西 1 丁目 5 番 4 号		代表者の氏名	佐 藤 雅 人
	課 程 の 名 称	免許更新者教育課程		施 設 の 名 称	啓盛学園自動車学校
	申請者の名称	株式会社沼の端自動車学校		所 在 地	江別市大麻北町523番地
27	住 所	苫小牧市字沼ノ端226番地 1		課 程 の 名 称	更新時の安全教育

32	申請者の名称	有限会社倶知安自動車学校
	住 所	虻田郡倶知安町字比羅夫70番地
	代表者の氏名	齊 藤 洋
	施 設 の 名 称	倶知安自動車学校
	所 在 地	虻田郡倶知安町字比羅夫70番地
33	課 程 の 名 称	免許更新者安全教育
	申請者の名称	株式会社小樽中央自動車学校
	住 所	小樽市オタモイ3丁目6番1号
	代表者の氏名	井 田 正 彦
	施 設 の 名 称	小樽中央自動車学校
34	所 在 地	小樽市オタモイ3丁目6番1号
	課 程 の 名 称	更新時の安全教室
	申請者の名称	株式会社岩内自動車学校
	住 所	岩内郡岩内町字高台150番地
	代表者の氏名	西 崎 武 司
35	施 設 の 名 称	岩内自動車学校
	所 在 地	岩内郡共和町梨野舞納10番地の5
	課 程 の 名 称	免許更新者教育
	申請者の名称	株式会社新札幌自動車学園
	住 所	北広島市西の里373番地1
36	代表者の氏名	佐々木 藤 雄
	施 設 の 名 称	新札幌自動車学園
	所 在 地	北広島市西の里373番地1
	課 程 の 名 称	運転免許更新者教室
	申請者の名称	株式会社江別自動車学校
37	住 所	江別市東野幌232番地1
	代表者の氏名	吉 川 史 朗
	施 設 の 名 称	江別自動車学校
38	課 程 の 名 称	更新前安全運転講習
	申請者の名称	西出興業株式会社
	住 所	赤平市字赤平599番地
	代表者の氏名	西 出 勝 利
	施 設 の 名 称	赤平自動車学校
39	所 在 地	赤平市字赤平599番地
	課 程 の 名 称	運転免許切替え教育
	申請者の名称	有限会社萩野自動車学校
	住 所	白老郡白老町字石山26番地5
	代表者の氏名	高 橋 讓
40	施 設 の 名 称	萩野自動車学校
	所 在 地	白老郡白老町字石山26番地5
	課 程 の 名 称	免許更新者教育
	申請者の名称	社団法人北日本自動車学園
	住 所	札幌市中央区南11条西1丁目1番10号
41	代表者の氏名	高 田 迪 允
	施 設 の 名 称	北日本自動車学校
	所 在 地	札幌市中央区南11条西1丁目1番10号
	課 程 の 名 称	更新時の安全教室
	申請者の名称	株式会社恵新自動車学園余市自動車学校
42	住 所	余市郡余市町富沢町6丁目12番地
	代表者の氏名	織 田 恵 憲
	施 設 の 名 称	余市自動車学校
43	所 在 地	余市郡余市町富沢町6丁目12番地
	課 程 の 名 称	安全運転更新者教室
	申請者の名称	札幌開発株式会社
44	住 所	札幌市中央区北8条西14丁目28番
	代表者の氏名	

			北海道函館方面公安委員会委員長 山 根 繁		
			第1 運転免許取得者教育の課程の区分		
			法第108条の2第1項第11号に掲げる講習（道路交通法施行規則第38条第12項第1号の表の3の項に掲げる講習を除く。）と同等の効果を生じさせるために行うもの		
42	代表者の氏名	中 島 尚 俊	1	課 程 の 名 称	更新時の安全教室
	施 設 の 名 称	桑園自動車学校		申請者の名称	株式会社函館中央自動車学校
	所 在 地	札幌市中央区北8条西14丁目28番		住 所	函館市西桔梗町515番地の1
	課 程 の 名 称	免許更新者教育		代表者の氏名	鍵 谷 良 一
	申請者の名称	株式会社夕張自動車教習所		施 設 の 名 称	函館中央自動車学校
	住 所	夕張市平和11番地		所 在 地	函館市西桔梗町515番地の1
	代表者の氏名	横 川 孝 一	2	課 程 の 名 称	免許更新者教育
	施 設 の 名 称	夕張自動車教習所		申請者の名称	株式会社道南自動車学校
	所 在 地	夕張市平和11番地		住 所	函館市金堀町5番18号
	課 程 の 名 称	更新者（70歳未満）の安全教室		代表者の氏名	山 村 幸 生
	申請者の名称	株式会社栗山自動車学校		施 設 の 名 称	道南自動車学校
	住 所	夕張郡栗山町桜丘2丁目226番地		所 在 地	函館市金堀町5番18号
	代表者の氏名	松 原 東一郎	3	課 程 の 名 称	運転免許更新者講習
	施 設 の 名 称	栗山自動車学校		申請者の名称	学校法人野又学園函館自動車学校
	所 在 地	夕張郡栗山町桜丘2丁目226番地		住 所	函館市高丘町51番1号
	課 程 の 名 称	運転免許更新時の安全運転教室		代表者の氏名	野 又 肇
	申請者の名称	株式会社広島自動車学園		施 設 の 名 称	函館自動車学校
	住 所	北広島市共栄16番地1		所 在 地	函館市川原町19番20号
44	代表者の氏名	田 中 眞	4	課 程 の 名 称	免許更新者教育
	施 設 の 名 称	広島自動車学園		申請者の名称	社団法人八雲自動車学園
	所 在 地	北広島市共栄16番地1		住 所	山越郡八雲町内浦町208番地
	課 程 の 名 称	更新者（70歳未満）の安全教室		代表者の氏名	服 部 内 匠
	申請者の名称	株式会社夕張自動車教習所		施 設 の 名 称	八雲自動車学校
	住 所	夕張市平和11番地		所 在 地	山越郡八雲町内浦町208番地
第2 認定をした年月日 平成15年4月23日			課 程 の 名 称 免許更新者教育		
道函館方面公安委員会告示					
北海道函館方面公安委員会告示第21号					
道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、次のとおり運転免許取得者教育を行う者の認定をした。					
平成15年5月16日					

5	申請者の名称	株式会社木古内自動車学校
	住 所	岩内郡岩内町字高台150番地
	代表者の氏名	西 崎 武 司
	施 設 の 名 称	木古内自動車学校
	所 在 地	上磯郡知内町字中の川19番地の146
6	課 程 の 名 称	免許更新者教育
	申請者の名称	有限会社森自動車学校
	住 所	茅部郡森町字鳥崎町186番地
	代表者の氏名	鹿 原 瑠璃子
	施 設 の 名 称	森自動車学校
7	所 在 地	茅部郡森町字鳥崎町186番地
	課 程 の 名 称	運転免許更新者教育
	申請者の名称	黒井産業株式会社函館支店亀田自動車学校
	住 所	函館市桔梗町1丁目26番7号
	代表者の氏名	高 橋 渡
8	施 設 の 名 称	亀田自動車学校
	所 在 地	函館市桔梗町1丁目26番7号
	課 程 の 名 称	運転免許更新者教室
	申請者の名称	株式会社道南土木松山自動車学校
	住 所	檜山郡江差町字伏木戸町561番地
9	代表者の氏名	佐 藤 義 春
	施 設 の 名 称	松山自動車学校
	所 在 地	檜山郡江差町字伏木戸町561番地
	課 程 の 名 称	免許更新者講習
	申請者の名称	有限会社厚沢部自動車学校
	住 所	檜山郡厚沢部町緑町51番地
	代表者の氏名	高 田 昭
	施 設 の 名 称	厚沢部自動車学校

	所 在 地	檜山郡厚沢部町緑町51番地
--	-------	---------------

第2 認定年月日
平成15年4月16日

道旭川方面公安委員会告示

北海道旭川方面公安委員会告示第23号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、次のとおり運転免許取得者教育を行う者の認定をした。
平成15年5月16日
北海道旭川方面公安委員会委員長 吉 田 裕

第1 運転免許取得者教育の課程の区分

1 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習（道路交通法施行規則第38条第12項第1号の表の3の項に掲げる講習を除く。）と同等の効果を生じさせるために行うもの

1	課 程 の 名 称	更新時の安全教育
	申請者の名称	社団法人旭川自動車学園
	住 所	旭川市花咲町6丁目3851番地
	代表者の氏名	高 丸 修
	施 設 の 名 称	旭川自動車学校
2	所 在 地	旭川市花咲町6丁目3851番地
	課 程 の 名 称	更新者の安全運転教育
	申請者の名称	社団法人北海道クミアイ自動車学園
	住 所	旭川市永山町8丁目182番地
	代表者の氏名	遠 藤 秀 孝
3	施 設 の 名 称	北海道クミアイ自動車学校
	所 在 地	旭川市永山町8丁目182番地
	課 程 の 名 称	更新者の安全教育
	申請者の名称	株式会社深川自動車学校
	住 所	深川市広里町1丁目1番29号

4	代表者の氏名	稲 葉 哲 雄	8	申請者の名称	株式会社富良野自動車学校
	施 設 の 名 称	深川自動車学校		住 所	富良野市字西扇山の2
	所 在 地	深川市広里町1丁目1番29号		代表者の氏名	鈴 木 康 文
	課 程 の 名 称	更新時の安全教育		施 設 の 名 称	富良野自動車学校
	申請者の名称	株式会社北央自動車学校		所 在 地	富良野市字西扇山の2
	住 所	上川郡東神楽町3号南6番地	9	課 程 の 名 称	免許更新者教育
	代表者の氏名	鈴 木 康 文		申請者の名称	社団法人稚内交通安全協会稚内自動車学校
	施 設 の 名 称	北央自動車学校		住 所	稚内市声間4丁目28番6号
	所 在 地	上川郡東神楽町3号南6番地		代表者の氏名	岡 本 亀 美
	課 程 の 名 称	更新者の安全教育		施 設 の 名 称	稚内自動車学校
5	申請者の名称	社団法人道北自動車学校		所 在 地	稚内市声間4丁目28番6号
	住 所	士別市東1条北9丁目2番地1	10	課 程 の 名 称	更新時の安全教育
	代表者の氏名	江 端 捷 浩		申請者の名称	中頓別町立自動車学校
	施 設 の 名 称	道北自動車学校		住 所	枝幸郡中頓別町字寿70番地
	所 在 地	士別市東1条北9丁目2番地1		代表者の氏名	野 邑 智 雄
6	課 程 の 名 称	免許更新者教育		施 設 の 名 称	中頓別町立自動車学校
	申請者の名称	株式会社留萌自動車学校		所 在 地	枝幸郡中頓別町字寿70番地
	住 所	留萌市東雲町2丁目75番地	11	課 程 の 名 称	免許更新者教育
	代表者の氏名	本 田 喜 芳		申請者の名称	株式会社羽幌自動車学園
	施 設 の 名 称	留萌自動車学校		住 所	苫前郡羽幌町北町102番地
7	所 在 地	留萌市東雲町2丁目75番地		代表者の氏名	本 田 喜 芳
	課 程 の 名 称	免許更新時講習教室		施 設 の 名 称	羽幌自動車学校
	申請者の名称	株式会社名寄自動車学園		所 在 地	苫前郡羽幌町北町102番地
	住 所	名寄市字徳田231番地4	12	課 程 の 名 称	更新者安全運転教育
	代表者の氏名	伊 藤 弘		申請者の名称	財団法人沼田交通教育協会
	施 設 の 名 称	名寄自動車学校		住 所	雨竜郡沼田町旭町1丁目1番39号
	所 在 地	名寄市字徳田231番地4		代表者の氏名	西 田 篤 正
	課 程 の 名 称	免許更新者教育		施 設 の 名 称	町立沼田自動車学校

13	所 在 地	雨竜郡沼田町旭町 1 丁目 1 番 39 号
	課 程 の 名 称	運転免許更新者教室課程
	申請者の名称	学校法人北工学園
	住 所	旭川市 6 条通 3 丁目右 10 号
	代表者の氏名	新 谷 龍一郎
	施 設 の 名 称	北工学園モータースクール
	所 在 地	旭川市東鷹栖 1 条 1 丁目 635 番地
	課 程 の 名 称	免許更新者教育課程
	申請者の名称	有限会社山添自動車学園
	住 所	旭川市緑町 15 丁目 3088 番地の 4
	代表者の氏名	山 添 信 男
	施 設 の 名 称	山添自動車学園
	所 在 地	上川郡鷹栖町 14 線 3 号

第 2 認定をした年月日
平成15年 4 月 24 日

道釧路方面公安委員会告示

北海道釧路方面公安委員会告示第21号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の 2 第 1 項の規定により、次のとおり運転免許取得者教育を行う者の認定をした。
平成15年 5 月 16 日
北海道釧路方面公安委員会委員長 西佐古 求

第 1 運転免許取得者教育の課程の区分
法第108条の 2 第 1 項第11号に掲げる講習（道路交通法施行規則第38条第12項第 1 号の表の 3 の項に掲げる講習を除く。）と同等の効果を生じさせるために行うもの

1	課 程 の 名 称	更新者の安全教育
	申請者の名称	愛国自動車学校株式会社
	住 所	釧路市愛国東 1 丁目 29 番 14 号

	代表者の氏名	中 本 浩 二
	施 設 の 名 称	愛国自動車学校
	所 在 地	釧路市愛国東 1 丁目 29 番 14 号
2	課 程 の 名 称	免許更新者教育
	申請者の名称	株式会社苗穂自動車学園釧路自動車学校
	住 所	釧路市芦野 5 丁目 12 番 1 号
	代表者の氏名	相 馬 純 一
	施 設 の 名 称	釧路自動車学校
	所 在 地	釧路市芦野 5 丁目 12 番 1 号
	課 程 の 名 称	運転免許更新者教育
	申請者の名称	株式会社釧路星ヶ浦自動車学校
	住 所	釧路市大楽毛南 2 丁目 2 番 76 号
	代表者の氏名	高 橋 渡
3	施 設 の 名 称	釧路星ヶ浦自動車学校
	所 在 地	釧路市大楽毛南 2 丁目 2 番 76 号
	課 程 の 名 称	運転免許更新者教育
	申請者の名称	株式会社根室相互自動車学校
	住 所	根室市穂香 102 番地
4	代表者の氏名	竹 中 成 光
	施 設 の 名 称	根室相互自動車学校
	所 在 地	根室市穂香 102 番地
	課 程 の 名 称	免許更新者の安全教育
	申請者の名称	株式会社中標津町自動車学校
5	住 所	標津郡中標津町丸山 2 丁目 26 番地
	代表者の氏名	萬 省 吾
	施 設 の 名 称	中標津町自動車学校
	所 在 地	標津郡中標津町丸山 2 丁目 26 番地
	課 程 の 名 称	更新時の安全教育

6	申請者の名称	株式会社第一自動車学校
	住 所	帯広市稲田町東 1 線12番地
	代表者の氏名	内 木 信 子
	施 設 の 名 称	帯広第一自動車学校
	所 在 地	帯広市稲田町東 1 線12番地
7	課 程 の 名 称	免許更新者教育
	申請者の名称	社団法人帯広自動車学園帯広自動車学校
	住 所	帯広市緑ヶ丘 9 丁目 2 番地
	代表者の氏名	阿 部 亘 宏
	施 設 の 名 称	帯広自動車学校
8	所 在 地	帯広市緑ヶ丘 9 丁目 2 番地
	課 程 の 名 称	免許更新時教育
	申請者の名称	株式会社幕別自動車学校
	住 所	中川郡幕別町字千住474番地
	代表者の氏名	莊 田 悦 宏
9	施 設 の 名 称	幕別自動車学校
	所 在 地	中川郡幕別町字千住474番地
	課 程 の 名 称	運転免許更新者教育
	申請者の名称	株式会社新得モータースクール
	住 所	上川郡新得町本通北 6 丁目17番地
10	代表者の氏名	小 川 利 弘
	施 設 の 名 称	新得モータースクール
	所 在 地	上川郡新得町本通北 6 丁目17番地
	課 程 の 名 称	更新時の安全教育
	申請者の名称	有限会社芽室自動車学校
	住 所	河西郡芽室町東 3 条10丁目 1 番地
	代表者の氏名	田 島 芳 哉
	施 設 の 名 称	芽室自動車学校
11	所 在 地	河西郡芽室町東 3 条10丁目 1 番地
	課 程 の 名 称	免許更新者教育
	申請者の名称	天 坂 満 雄
	住 所	釧路郡釧路町曙 3 丁目 4 番16号
	代表者の氏名	
	施 設 の 名 称	釧路自動車専門教習所
	所 在 地	釧路市大楽毛北 1 丁目13番13号
第 2 認定をした年月日 平成15年 4 月23日		
道北見方面公安委員会告示		
北海道北見方面公安委員会告示第15号		
道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の 2 第 1 項の規定により、次のとおり運転免許取得者教育を行う者の認定をした。		
平成15年 5 月16日		
北海道北見方面公安委員会委員長 磯 江 良 三		
第 1 運転免許取得者教育の課程の区分		
1 法第108条の 2 第 1 項第11号に掲げる講習（道路交通法施行規則第38条第12項第 1 号の表の 3 の項に掲げる講習を除く。）と同等の効果を生じさせるために行うもの		
1	課 程 の 名 称	運転免許更新者教室
	申請者の名称	社団法人交通安全協会北見自動車学校
	住 所	北見市朝日町45番 6
	代表者の氏名	坂 本 衛 司
	施 設 の 名 称	北見自動車学校
2	所 在 地	北見市朝日町45番 6
	課 程 の 名 称	更新者の安全教育
	申請者の名称	株式会社遠軽自動車センター
	住 所	紋別郡遠軽町 2 条通南 1 丁目 2 番地の 4

3	代表者の氏名	乾 喜 實	7	申請者の名称	株式会社紋別交通学園紋別自動車学校
	施設 の 名 称	遠軽自動車学校		住 所	紋別市潮見町4丁目5番地29
	所 在 地	紋別郡遠軽町2条通南1丁目2番地の4		代表者の氏名	熊 谷 幸 夫
	課 程 の 名 称	運転免許更新者安全教育		施設 の 名 称	紋別自動車学校
	申請者の名称	社団法人美幌自動車学校		所 在 地	紋別市渚滑町3丁目40番地
	住 所	網走郡美幌町字東2条北1丁目31番地	8	課 程 の 名 称	運転免許更新者教育
	代表者の氏名	中 川 庄 一		申請者の名称	有限会社オホーツク自動車学校
	施設 の 名 称	美幌自動車学校		住 所	網走郡女満別町字昭和59番地
	所 在 地	網走郡美幌町字稲美255番地の1		代表者の氏名	渡 邊 直 子
	課 程 の 名 称	免許更新者安全教室		施設 の 名 称	オホーツク自動車学校
	申請者の名称	株式会社北見自動車センター		所 在 地	網走郡女満別町字昭和59番地
	住 所	北見市末広町163番地75	第2 認定をした年月日 平成15年4月16日		
4	代表者の氏名	乾 喜 實			
	施設 の 名 称	野付牛自動車学校	道 警 察 本 部 告 示		
	所 在 地	北見市末広町163番地75			
	課 程 の 名 称	免許更新者教育	北海道警察本部告示第67号		
	申請者の名称	株式会社斜里自動車学校			
5	住 所	斜里郡斜里町朝日町2番地6	次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年5月16日 北海道警察本部長 上 原 美都男		
	代表者の氏名	村 尾 富 造			
	施設 の 名 称	斜里自動車学校	1 入札に付する事項		
	所 在 地	斜里郡斜里町朝日町2番地6			
	課 程 の 名 称	安全運転更新者教育	(1) 調達をする賃借物品の名称及び数量 インターネット・ホームページ運用機器 4式（1月当たりの単価）		
6	申請者の名称	社団法人網走地区交通安全協会網走自動車学校			
	住 所	網走市潮見323番地26	(2) 調達をする賃借物品の仕様等 入札説明書による。		
	代表者の氏名	羽 山 廣 明			
	施設 の 名 称	網走自動車学校	(3) 契 約 期 間 平成15年7月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年6月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。		
	所 在 地	網走市潮見323番地26			
	課 程 の 名 称	免許更新者教育	(4) 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所		
			2 入札に参加する者に必要な資格		
			次のいずれにも該当すること。		
			(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。		
			(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。		

- (3) 調達をする賃借物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成15年5月16日から26日まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部1階入札会場
- (2) 入札日時 平成15年6月2日 午後1時30分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
入札保証金は、免除する。
- 7 郵便による入札等
郵便による入札及び電報による入札は、認めない。
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 9 落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否
要

- 11 その他
- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名称 北海道警察本部総務部会計課
- イ 所在地 郵便番号 060－8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011－251－0110 内線 2236
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

正 誤

○平成15年4月11日（第1457号）

北海道告示第635号（土地改良区の役員の就任及び退任の届出）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
107	左	24
誤	齋藤	孝史
正	齊藤	孝史

ページ	欄	行
107	左	29及び34
誤	齋藤	君廣
正	齊藤	君廣

ページ	欄	行
107	右	1

誤 齋藤 孝史
正 齊藤 孝史
